

仁木町障がい者活躍推進計画

機関名	仁木町、仁木町教育委員会、仁木町農業委員会、 仁木町議会
任命権者	仁木町長、仁木町教育委員会、仁木町農業委員会、 仁木町議会議長
位置付け	障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に 基づく障害者活躍推進計画 ※ 計画策定については、任命権者ごとに策定することとなっ ているが、職員の採用試験を一括で実施していること、障が い者の相談業務についても町長部局で行っていることを踏 まえ、4機関連名での計画とする。
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
障がい者雇用の 課題	仁木町では、令和3年度から町と教育委員会との合算により雇 用率を算定する特例認定を受け、法定雇用率を達成している状 況にある。今後においても、引き続き法定雇用率を遵守してい くための取組が必要である。 また、障がいを持つ職員が活躍できる職場環境の整備と、全 ての職員が障がいについての理解を深める必要がある。
目標	
① 採用に関す る目標	各年6月1日時点における法定雇用率（2.6％）の達成。 （令和3年10月14日時点の実雇用率※ 2.25％） ※町と教育委員会で合算した実雇用率
② 定着に関する 目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
① 障がい者の活 躍を推進する体 制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口は、総務課職員係とする。
② 障がい者の活 躍の基本となる 職務の選定・創 出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい 者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選 定及び創出について検討する。

<p>③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。 <p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○在職中に疾病・事故等により障がい者となった中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等を行う。</p>
<p>④ その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を促進する。</p>